

市有建築物に係るバリアフリー整備について

本市では、共生社会実現の理念のもと、障がいのある方や高齢者の方等が利用しやすいまちを目指す「福祉のまちづくり」を推進しています。

床面積 2,000 ㎡以上の市有建築物の新築又は改築にあたっては、障がいのある方や高齢者の方がバリアフリー整備状況を直接確認する「バリアフリーチェック」を実施し、誰もがより利用しやすい「バリアフリー化された」建築物となるよう取り組んでおります。

1 必ず守らなければならない整備基準

A 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)で定めた基準

目的：高齢者・障がい者・妊婦等の、移動や施設利用の際の利便性・安全性を向上させるために、公共交通機関、施設などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めた法律

対象：床面積 2,000 ㎡以上の「特別特定建築物」

（特別特定建築物：「不特定多数の方が利用する建物」または「主に高齢者が利用する建物」）

＜例＞ 不特定多数の者が利用する官公署、病院・診療所、劇場・映画館・美術館・図書館等、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、老人ホーム等

基準：法施行令で設備ごとの基準を定めている

関連ホームページ（国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

B 札幌市福祉のまちづくり条例(平成 10 年制定)で定めた基準

目的：障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に施設を利用でき、より広く社会活動に参加できる、「福祉のまちづくり」を進める条例

対象：公共的施設（面積要件なし）

（公共的施設：「多数の者の利用する施設として規則で定めるもの」）

＜例＞ 学校、病院・診療所、劇場・映画館・美術館・図書館等、事務所（官公署を含む）、百貨店、ホテル、共同住宅、老人ホーム等（建築物以外では、道路、公園等も対象となる）

基準：規則（別表 2）で設備ごとの基準を定めている

関連ホームページ（札幌市）

<http://www.city.sapporo.jp/fukushi/johrei/johrei/fukushinomachizukurijourei.html>

①で示した基準は、「最低限守るべき」基準ですが、これを満たしていても、設備の配置の仕方等によって、障がいのある方や高齢の方等にとって利用しにくい施設となる場合があります。

そのため、国土交通省では、設計の段階から、より望ましい整備に配慮されるよう、障がいのある方や高齢の方等の意見を反映したガイドラインを作成しています。

また、札幌市では、2010年度から、市有建築物整備の設計段階・施工段階で、障がいのある方や高齢の方等の目や感覚でバリアフリー状況を確認して意見を述べる「バリアフリーチェック」を実施しており、障がいのある方や高齢の方等が求める望ましい整備内容が蓄積されています。

計画・設計段階から、こうした「望ましい整備」を意識することによって、市民にとって、より利用しやすい整備を進めることができます。

C 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省ガイドライン)

目的：すべての建築物が利用者にとって使いやすく整備されるために、設計者、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するガイドライン

内容：障がい者のある方や高齢の方等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や、設計を進めるうえでの主要なポイント、考慮すべき内容を、図表や設計例を交えて解説している。

○関連ホームページ（国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

※参考※

（市有建築物では該当がないが）宿泊施設に関して「ホテル又は旅館における高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準/追補版」が発行されている。（平成31年3月）

D バリアフリーチェックにおける意見一覧(札幌市保健福祉局作成)

目的：札幌市で暮らす障がいのある方や高齢の方にとって望ましいバリアフリー整備が進むよう、これまで出されてきた意見をまとめた一覧表。

内容：2010年度から2019年度に、市有建築物整備にあたって実施した「バリアフリーチェック」で提示された意見を、設備種別ごとにまとめたもの。
（参考までに、上記の国土交通省ガイドラインとの比較を示している）

○バリアフリーチェックにおける意見一覧

別紙のとおり

○関連ホームページ（札幌市）

http://www.city.sapporo.jp/fukushi/machizukuri/yasashisatoomoiyari/check/barrierfree_check.html

3 バリアフリーチェックシステムについて

E バリアフリーチェックとは

内容：札幌市が公共的施設を整備する際に、設計段階・施工段階で、障がい者・高齢者による図面や現地のチェックを行い、意見を述べるシステム。法令・条例に定められた数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく、人の目や感覚を活用したチェックを行うもの。

対象：不特定多数が利用する、または主に障がいのある方や高齢の方が利用する、次の市有建築物
・床面積 2,000 ㎡以上の新築 ・床面積 2,000 ㎡以上を対象にした増改築

実施者：障がい当事者団体（札幌市身体障害者福祉協会）

高齢者団体（札幌市老人クラブ連合会）

福祉のまちづくり推進会議（札幌市のバリアフリー整備を協議する附属機関）委員

関係ホームページ

http://www.city.sapporo.jp/fukushi/machizukuri/yasashisatoomoiyari/check/barrierfree_check.html

〔要綱〕 優しさと思いやりのバリアフリーに関する要綱 → 目的や対象等を規定

〔要領〕 公共的施設のバリアフリーチェックシステム実施要領 → 実施方法や関係様式を規定

F バリアフリーチェックの原則

要綱第2条 ～意見反映～

事業実施部局は、バリアフリーチェックが実施され、意見が出された場合は、これを反映させるよう努めるとともに、反映が困難な場合は、チェック実施者に理由を説明しなければならない。

要領第3条 ～実施時期～

「企画・設計段階」「施工段階」等、事例に応じて複数回実施することを原則とし、工事内容等を十分に考慮のうえ実施時期を設定すること。

設計又は施工内容の変更が可能な時期までに実施すること（工事終了後に実施するものを除く）

要領第7条 ～結果報告～

事業実施部局は、チェック実施日から 14 日以内に、障がい保健福祉部に結果報告し、障がい保健福祉部からチェック実施者に送付する。（実施日に回答を保留した事項も含めて報告する）

G 設計段階のチェックにおける資料作成の注意点

設計段階では、主に「図面」による確認となりますが、バリアフリー整備にあたっては、「車いすでも容易に移動可能な」という観点での、「広さ」や「幅」の感覚が、特に重要です。

（通路や廊下の幅、主要な部屋からトイレまでの距離、トイレの広さなどが、重要な点になります）建築の専門家ではない方でも確認ができるよう、次の点に留意する必要があります。

- ① 200 分の 1、500 分の 1 など、実際の寸法をはかりやすい縮尺とする。
（廊下や通路幅のイメージ、スロープの長さや距離、トイレへの距離などの把握に必要）
- ② 当事者にとって特に重要な「トイレ」「エレベーター」などは、必要に応じて、部分的に大きな図面を用意するなどの工夫をする。
- ③ 類似施設の写真、模型、VR 等の手法を用いた、完成形が想像しやすいようなプレゼンテーションを行う。

H バリアフリーチェックの流れ

